

急務になっている倫理感の強い 情報専門職の社会的育成

米国の情報専門職にたいする実践・応用倫理教育システムに学ぶ

水元豊文



▶ 1 情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練はどうあるべきか

この研究では、高度な専門性を必要とする情報ないし知識をとりあつかう職にたずさわる人々（以下、情報専門職という）にたいする実践・応用倫理の教育訓練が、米国において実際にどのように行われているか、その現状分析をとおして、日本の大学や企業の情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練を充実させるための方策を考えるとともに、社会的な影響力および責任が増大している情報専門職の実践・応用倫理の教育訓練を、社会全体として機能させるために具体的にどのような方策が必要かを考える。

情報社会・知識社会といわれる現在、情報や知識の開発、生産加工から販売流通にたずさわる、いわゆる「情報専門職」の割合は急速に増大している。具体的には、コンピュータ技術者、バイオ・エンジニア、医者・看護師、税理士・会計士、弁護士、メディア関係者など、商品として高度な専門性を必要とする情報ないし知識をとりあつかうことを職業とする人々すべてがこれに該当する。現在、それぞれの専門職があつかう商品、すなわち情報ないし知識は非常に多様かつ高度なものとなっている。その傾向はこれまで以上に強まっており、専門外の人々にとっては専門的知識という意味不明の「ブラックボックス」が増えてきているといえよう。情報専門職のうちとりわけ科学技術分野の人々があつかう情報や知識のブラックボックス化は著しい。専門的知識のブラックボックス化のなかで、専門職にある人々は、情報開示、説明責任、製造者責任などの自らに課された社会的責任の大きさを自覚しなければならない（Jonas, 2000: 243-302）。

専門職の数が増えたことで、従来のようにそれぞれの専門家が相互に自制・抑制しあうだけでは、専門家が専門家としての責務をはたすことは難しくなっている（Ben-David, 1984に描かれた状況と対比せよ）。従来は、専門家集団に所属し、その集団で培われてきた「専門家はこうであるべきである」という価値観を共有することで、暗黙の倫理規範を内在化し、それにながった責務をはたしてきた。集団内部では、専門家としてもつべき倫理感や責任にたいする考え方はある程度一致していたといえよう。また、専門職として倫理にもとる行為を行った人がいれば集団内部で制裁をくわえて、そのような行為が横行することを防ぐ努力がなされてきた。しかし、専門家が増えた現在、多様な価値観や目的を持った人々で専門家集団が構成されるようになり、専門家としての価値観およびそれを体現した暗黙の倫理規範はほとんど共有されなくなっているのが

実状である。責任感・倫理感の欠如した行為が急増し、不正や悪に積極的に加担する専門家さえも増えている。たとえば『犯罪白書』で明らかのように、電子ネットワークの混乱や破壊そのものを目的として、ウィルスを流したり、クラッキングをしたり、サイバー・テロをしかけたりする人たちはあとを立たず、その数は近年飛躍的に増大している。犯罪が量的に増えただけでなく、犯罪の質そのものも悪化しており、甚大な社会的影響を与えるようになっている。

悪や不正に人々を誘ったりしないようにするためには、厳格な法制度を作り、それを守らせることが必要である。しかし、そのような法制度そのものが有効に機能するためには、法制度を支える社会的な支持基盤としての倫理がしっかりと社会に根づいていなければならない(Hart, 1976: 202-230)。従来の専門職教育では、テクニカルで実務的な専門知識が身につけていればそれで十分であり、専門家集団に帰属することで自然とそれにふさわしい人格が育まれていくものとされてきた。先にも述べたが、専門職集団に限られた人数で構成されていたころは、構成員がその集団の内部規範を暗黙裡に受け入れざるを得ないような環境に身をおくことで、社会がそれぞれの専門職に期待する役割や責務を自覚し、行動することが可能であった。しかし、専門職の数が増大したため、そのような専門家集団の内部における自然な教育(社会化)では対応しきれず、専門職にたいして社会が期待している責任から逸脱する人々が増大するようになっているのである。専門家集団の(暗黙の)内部規範だけでは、専門家の責務を全うさせることには限界が出てきている。これからもっとも必要とされるのは、情報専門職がみずからになっている社会的役割や責務の大きさを自覚し、それにふさわしい(悪や不正にはしない)行動をみずから進んで実践していけるように、専門職としてのあるべき姿ととるべき行動を明示し、それを実践に移させていく実効性のある倫理教育訓練である(Mason, Mason, and Culnan, 1998: 110-172)。

では、情報専門職にたいする現在の倫理教育訓練は十分なものといえるだろうか。倫理的で有能な情報専門職を育てるために、われわれはなにをどうすればいいであろうか。この研究では、米国における情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練の実際を整理し、日本の大学や企業などにおける教育訓練を充実したものにするための指針を提供することとする。米国での情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練の実態、つまり、どのような機関がどのような形でたずさわっているのか、どのような役割をはたしているのか、それぞれの機関は実際にどのような教育カリキュラムや訓練プログラムを提供しているのか、そのほかにどのようなサービスを提供しているのかを調べ、増大する情報専門職の社会的な役割と責任にふさわしい人材を育成するために、われわれはどのような教育訓練を社会的に施していけばいいかを考えることとする。

社会的に影響力の大きい高度な専門的知識や情報をあつかうようになればなるほど、倫理的な責任は重くなる(Jonas, 2000: 141-240)。その傾向は、ハイテク分野をみれば顕著なように、今後よりいっそう強まっていくであろう。たとえば、遺伝子組み換えやクローン人間問題にみられるように、これまでは技術的に不可能であったような情報の操作も、急速な技術進歩により可能になってきているし、今後その傾向はよりいっそう強まるであろう。技術的にはさまざまなことが可能になり、それに関連する専門知識や情報をあつかう専門職がみずからの責任を自覚し、みずから限界づけを行っていかないと、不正ないし行き過ぎた利用および悪用の危険性は高くなる。技術的に可能ならなんでも実行に移していいということではない。しかし、たとえばソフトウェアの不正コピーやネットワークへの不正侵入の問題でもわかるように、不正ないし行き過ぎた利用および悪用の問題を技術だけで根本的に解決することは難しい。結局、われわれの社会に

破壊的な影響ないし過剰な混乱をもたらしかねないような問題については、その問題にたいして専門的な知識や情報をもっている人々が問題そのものに敏感になり、自分たちの行動を制御あるいは限界づけるしかない。そのような倫理的行動が期待できなければ、悪や不正、行き過ぎた行動を抑止することはできない。

専門職倫理すなわち専門職としての責任感や倫理感を植えつけ、自発的に専門職倫理にかなった行動をとらせるようにするとともに、責任感や倫理感の欠如した行為を抑止する組織および社会環境を整備する必要がある（De George, 1995: 586-611）。たしかに倫理綱領や倫理規範を設けたり、倫理担当役員を置いたりする組織や機関は増えている。しかしそれらが、実際に有効に機能しているかという問題がある。悪や不正にはしらせないようするためにはまず自分たちがになっている社会的役割と責任の重さを自覚し、みずからそれにふさわしい行動を実践できる人々をより多く育成することが必要である。そのような人格的に陶冶された専門職の育成にくわえて、非倫理的な行動にはしらせない組織・制度づくりと社会の仕組みづくりが不可欠である。人も組織も、悪や不正にはしることが明らかに不利益になるような法制度や社会的な制度が必要であろう。

この研究では、米国で専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練が実際にどのようなに行われているのかを整理し、そこから米国の実践・応用倫理の教育訓練の底流にあるものないしその理想とするものをWeberのいう「理念型」として描き出し、日本の大学や企業などが今後具体的にどう取り組めばいいかという指針として役立てることを目的とする。実社会に貢献できる有能かつ倫理的な専門職の育成こそがいま強く求められている。

▶ 2 社会システムとして有機的に機能する、米国の実践・応用倫理の教育訓練機関

ここでは、日本の現状を概観したのち、米国ではどのような機関が情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練にたずさわっているのか、そこではそれぞれなにをどう教えているのかを整理するための枠組みについて述べることにする。

2-1 始まったばかりの日本の情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練

日本でも、たしかに情報ないし情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練の必要性にたいする関心は高まっている（越智・土屋・水谷, 2000）。主要な教育機関で情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練も、少しずつではあるが始まってきている。しかし、その現状はまだまだ十分とはいえない。大学やその他の教育機関でたとえば情報倫理教育が行われている。情報倫理は、情報専門職がみずからの責務にふさわしい行動をみずから進んでとるようにさせるためにもっとも不可欠かつ基本的な教育である。情報倫理に関する総合的な研究を行う「FINEプロジェクト」が立ち上げられ、大学の授業科目として情報倫理や工学倫理という科目を設置するところも増えてきた。初等中等教育でも、コンピュータ・リテラシーや情報リテラシーを教える一環として、ネチケット（ネットワークを使う上での倫理的作法）を教えているところも増えている。工学倫理については、エンジニア教育に不可欠な科目のひとつとして、必修科目とする方向にむかいつつある。

しかし現状では、専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練は、それぞれの専門職を専門職たらしめている専門的知識を教えることの「添え物」という位置づけである。これまでの教育訓練は専門家の数を増やすことが第一の目的とされてきた。たしかに専

門家の数は増えたが、それと平行して悪や不正を働く人々も増えてきた。以前は専門家の数が限られていたので、専門家それぞれがたがいを知り合うことも可能であり、それぞれの専門家集団がはたすべき社会的な責務についてもそれなりの価値観の合意が暗黙ではあっても保たれていた。しかし、専門家の数が増え、専門家集団のなかにおける人間関係は疎遠なものになってきている。そのような疎遠な関係の集団を一定の価値観で結びつけるために、倫理規範のようなフォーマルな行為準則を作らざるをえなくなってきたのである。これから求められるのは、専門家、それも「善き」専門家の育成である。しかし、日本での情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練は、指導内容の整備・充実、指導方法の確立、指導者の育成など、どれをとっても始まったばかりであり、不十分である。

企業組織での情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練についても始まってはいるが、限定的で十分なものというにはほど遠い。とくにバブル以後、日本でも倫理、とくにビジネス倫理の必要性にたいする認識は高まっている。それは、企業による社会的な不祥事が後を絶たないだけでなく、そのような不正によってもたらされる社会的影響が非常に大きくなっているからである。倫理規範を策定したり、倫理教育訓練に力をいれたりする企業も少しずつではあるが増えてきている。情報倫理や情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練についても、情報処理学会や電子情報通信学会などが倫理綱領を発表し、社会的な関心も高まっているといえる。企業でも、IBMやMicrosoftなどのように独自の情報倫理綱領を設ける企業も出てきてはいる。

関心が高まっているとはいえ、日本の企業組織での情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練は、十分なものではない。倫理規範を作ればそれで終わりという企業も少なくない。倫理綱領を実効あるものにする積極的な取り組みはまだまだ少ない。たとえば情報倫理教育についていえば、プライバシー情報をあつかう部署の人々に倫理規範を形式的に周知するにとどまる企業がほとんどである。全社的かつ本格的な取り組みを行っている企業は限られている。重要なのは、倫理規範が個々の人々および組織そのものの行動の規範になるということである。すなわち、不適切な行動を思いとどまらせるだけでなく、みずから課せられた責務を積極的に果たすような行動に導くものでなければならない。しかし現状では、倫理規範が実質的に機能するというにはほど遠く、倫理規範を作ることだけが目的・目標になっているという水準にとどまっているというのが実状である。

2-2 日本が米国から学ぶべきこと

社会システムとして有機的に機能する、米国の実践・応用倫理の教育訓練機関

米国には、情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練を行っているさまざまな機関が存在する。その実態を把握するうえで、行為主体（だれが）、目的・目標（なぜ）、手段（だれにたいして、いつ、どこで、なにを、どう行っているか）を整理する必要がある。

行為主体である教育訓練機関をこの論文では図1のように大きく4つに分類する。第一が、授業科目として情報専門職にたいする実践・応用倫理教育を提供している高等教育機関としての大学である。第二が、専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練を目的に、大学付属機関として設置された専門職倫理センターである。第三が、同じ目的のもと設置されてはいるが、そのような倫理教育訓練を専業とする独立自営の専門職倫理センターである。第四が、倫理問題をふくめ幅広い問題を社会的に提起する機関（以下、倫理問題提起機関という）である。そのような機関は、とくに大きな社会問題については

政府に政治的な圧力を加えたり、社会的な運動を積極的に引き起こしていくものである。

そして、4つに分類したそれぞれの機関群の活動を、次の3つの点に焦点をあてて分析することとする。

- () それぞれ機関がなにを目的、目標としているか、その組織の存在意義はなにかを明らかにする。
- () それぞれの機関でなにを教えているか、教育訓練の内容について述べる。
- () そのような教育訓練内容をどう教えているか、教育訓練方法について述べることとする。

調査の具体的な対象にしたのが表1にまとめたような機関である。それぞれについて3つの焦点に沿って、文献調査ならびにインタビュー調査を行った。その調査をもとに、第3章から第6章でそれぞれの機関の特徴を整理する、そして、それをもとに第7章では、米国の情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練から、日本が学ぶべきことを析出することとする。

▶ 3 米国でも情報専門職にたいする実践・応用倫理教育でもっとも基礎的な役割をはたしているのは、大学 専門職にたいする体系的な実践・応用倫理教育へ

米国でも、情報専門職にたいする実践・応用倫理教育でもっとも基礎的な役割をはたしているのが、高等教育機関である大学である。従来は専門職にたいする倫理教育は、それぞれの専門分野ごとに行われてきた。古くから確立されている実践・応用分野は、ビジネス倫理、生命医療倫理、メディア倫理などである（Beauchamp and Childress, 2001; De George, 1999などを参照）。その後も、環境倫理や情報倫理などのように、関連する社会問題が提起されるごとに専門分化して新たな分野が登場してくる（Shrader-Frechette, 1991）。専門分野が細分化されるごとに、その分野固有の倫理問題が切り出されて、ひとつの分野を形成してきた。

最近では、専門分野固有の倫理的な知識を教えることから、専門職を人そのものとして育て上げる、全人格的な教育訓練に重点が移ってきている（Singer, 1999などを参照）。

図1 専門職の実践・応用倫理の教育訓練機関

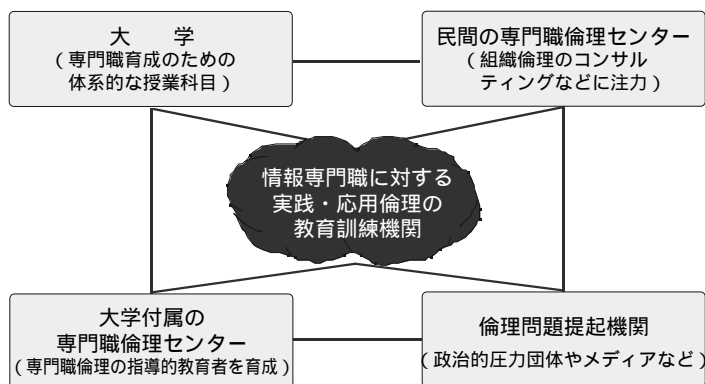


表1 米国の主要な実践・応用倫理の教育訓練機関とその特徴

	代表的な組織	URL	特徴
大学	Duke University (科目名: Ethics and the Internet)	http://www.duke.edu/wgrobin/ethics	米国でも、実践・応用倫理教育でもっとも基礎的な役割をはたしている。専門分野に固有の倫理問題に関する知識を教えることから、専門職の全人的な教育訓練に力をいれるようになってきている。体系的に実践で使える倫理を具体的な事例と討議をつづじて教えている。つねに現実的な問題ありきというスタンスをとっている。
	University of Redlands (科目名: Computer Ethics)	http://newton.uor.edu/FacultyFolder/RGuthrie/courses/r415.html	
	MIT (科目名: Real World Ethics)	http://web.mit.edu/course/2/2.95j/index.html	
大学付属の専門職倫理センター	Maurice W. Young Centre for Applied Ethics, University of British Columbia (Vancouver, Canada)	http://www.ethics.ubc.ca/	主な業務は、専門職倫理に関する研究、大学院生ないし大学生の教育、外部からの調査研究および指導者の育成についてのコンサルティング。学問研究志向ではなく、実践・応用志向を前面に打ち出す。伝統的に確立した分野の倫理学者や応用倫理分野と軋轢を起こさないことを心がける。成功の鍵は自然科学系の賛同者をどれだけ巻き込めるかどうかである。企業との緊密な連携を図る。企業内の倫理的指導者を育成することに力を入れる。最近需要があるのは、たとえば看護倫理。
	Center for the Study of Ethics in the Professions, Illinois Institute of Technology (Chicago, IL)	http://www.iit.edu/departments/csep/	
	Center for Business Ethics, Bentley College (Waltham, Massachusetts)	http://ecampus.bentley.edu/dept/cbe/	
	Practice-oriented Ethics Education Center, Northeastern University (Boston, MA)	http://www.casdn.neu.edu/nucase/	
	Online Ethics Center for Engineering and Science, Case Western Reserve University	http://onlineethics.org/about.html	
	National Institute for Engineering Ethics, Texas Tech University (Lubbock, TX)	http://www.niee.org/	
	Kenan Institute for Ethics, Duke University (Durham, NC)	http://kenan.ethics.duke.edu/	
	Kennedy Institute of Ethics, Georgetown University (Washington, DC)	http://www.georgetown.edu/research/kie/	
	Markkula Center for Applied Ethics, Santa Clara University (Santa Clara, CA)	http://www.scu.edu/ethics/about/contact/	
ビジネスとして成り立つ非営利の専門職倫理センター	Ethics Resource Center (Washington, DC)	http://www.ethics.org/	専門職倫理の訓練、倫理担当責任者の養成、組織倫理の確立を請け負う非営利法人として古くから活動。組織倫理の確立に注力。倫理観のある(徳の高い)専門職を育てるだけでは不十分、組織の仕組みそのものが倫理を高めるようになっていなければならない。高倫理組織の設計・運営はケース・バイ・ケースで。途上国におけるコンプライアンス・システムの設計も。
	Ethics Officer Association	http://www.eoa.org/	
	Society for Human Resource Management (Alexandria, VA)	http://www.shrm.org/	
	National Society of Professional Engineers (Alexandria, VA)	http://www.nspe.org/	
	American Society for Engineering Education (Washington, DC)	http://www.asee.org	
	Association for Practical and Professional Ethics (Bloomington, IN)	http://ezinfo.ucs.indiana.edu/appe/home.html	
倫理問題提起機関	Computer Professionals for Social Responsibility (Palo Alto, CA)	http://www.cpsr.org/	いかなる倫理的な問題が存在するか、その解決策は何かを「社会問題」として定義する。社会的な議論を喚起することで、問題に対する関心を高めるとともに、問題の本質を理解し、合意の形成を支援する。
	Electronic Privacy Information Center (Washington, DC)	http://www.epic.org/	
	Electronic Frontier Foundation (San Francisco, CA)	http://www.eff.org/	
	Center For Democracy and Technology (Washington, DC)	http://www.cdt.org/	
	Scientific Freedom, Responsibility and Law Program, American Association for the Advancement of Science (Washington, DC)	http://www.aaas.org/spp/sfrl/	
	Ethics Committee, Society on Social Implications of Technology, IEEE	http://radburn.rutgers.edu/andrews/projects/ssit/ungercom.html	



たとえば工学倫理や科学技術者倫理をみれば明らかのように、教える目的ないし目標が、専門的知識の伝授ではなく、専門職としての全人的な陶冶に移っているといえる(Harris, Prichard, and Rabins, 2002: 111-197)。専門倫理を学ぶ基盤として、専門職の役

割や責任とともにそれらの専門職に共通する倫理問題を教える科目を基礎的な必修科目として設置する大学が増えてきている。表1には3つの大学の授業科目を挙げているが、たとえば専門職としてのエンジニアを育てるための工学倫理については、「engineering ethics」「professional ethics」「applied ethics」と名称はさまざまであるが、エンジニアリング系の大学ではほとんど似たような科目が設置されている。

情報専門職、特にここでは情報という商品を直接あつかうという意味でコンピュータないしネットワーク・エンジニア向けに実際どのようなことが教えられているのかを情報倫理教育を例にみってみよう。情報倫理についても、「computer ethics」「internet ethics」「information ethics」など、科目名に差はあるが、コンピュータ・サイエンスに関連する学科を設置している大学ではほとんど似たような科目が設置され、教えられている。講義内容の詳細や使っている教科書に多少のばらつきはあるが、基本的には、コンピュータないしネットワーク社会は専門職である自分たちにどのような意味をもち、どのような倫理的な問題を内在しているか、そのような問題にたいしてどのように考え行動するべきか、専門家としてどのような責任をはたすべきか、期待されているかが論じられている。具体的な問題として主に取り上げられているのは、情報倫理教育のためにもっとも利用されているJohnson (2000) やJohnson and Nissenbaum (1995) の教科書の構成に代表されるように、()ハッカー、ウィルス、サイバー・テロのような情報環境破壊型の犯罪行為にどう向き合うか、()もっとも基本的な人権のひとつであるプライバシーの侵害をどう防ぐか、()過激な思想や猥褻な作品の流布など表現の自由に関わる問題をどう考えるか、()知的所有権、すなわち情報や知識はだれにどこまで帰属させるべきかなどの問題である。

米国でもいま強く求められているのは、有能かつ倫理感の強い専門職の育成である (Winner, 2000: 264-285)。従来、専門職にたいする倫理教育は米国でも、たとえば「バイオ・エンジニアには生命医学倫理を、コンピュータ・エンジニアには情報倫理を」というように、それぞれの専門職の専門分野に直接関わる倫理問題だけが教えられることが多く、それで十分とされてきた。しかし、専門職にたくさんの人々が就くとともに知識も複雑多様に重なり合っている現在、固有の領域だけをカバーした倫理教育を行うだけでは専門職としての責任感や倫理感を涵養するのは難しくなっている。それゆえ、専門職の倫理感を一定水準に保つため、米国では倫理教育の科目を増やし、それらの科目を体系的・段階的に時間をかけて教えるという動きになっている。たとえば、エンジニアになる人々は、早い段階で、Winner (2000) やMcGinn (1991) などの科学社会学関連の教科書を使って科学技術ないし科学技術者がになっている社会的な役割と影響力の大きさを教えられるとともに、工学倫理、科学技術者倫理、専門職倫理、実践・応用倫理などを基礎科目として教えられる。それらの基礎的な授業につづいて、それぞれの専門分野に固有の倫理問題をあつかった科目を教えられるようになってきている。たとえばMITに設置されている「Real World Ethics」のような授業でまず専門職に共通する実践・応用倫理をつうじて、専門職としての責務を自覚させたいと、さらに専門分野に固有の倫理問題を考えさせるという仕組みになってきているのである。

情報専門職にたいする実践・応用倫理教育の課題は、知識や情報を生産、加工、販売する道具をどう使うかから、知識や情報そのものの扱い方についてなにをどう教えるか、そして、知識や情報およびそれをあつかう道具そのものを作り出す主体にふさわしい人 (専門職) をどのように育てるかということに移ってきているといえる (Mason, Mason, and Culnan, 1998: 110-172)。たとえば、情報専門職にたいする実践・応用倫理教育のなかでもっとも重要な科目のひとつである情報倫理についてみれば、以前はコンピュー

タ倫理学 (computer ethics) という科目名がほとんどであったことから分かるように、もともと情報専門職としてのコンピュータ・エンジニア、それもハード系のエンジニアだけが念頭に置かれていた。しかし、現在、情報専門職であるコンピュータ・エンジニアがあつかう知識や情報そのものが倫理問題に関係するようになっており、従来の「ハード系」のコンピュータ倫理学であつかわれてきた問題だけを教えても役に立たなくなっている。そのため、最近ではソフトである知識や情報そのものをあつかう専門職として、それにふさわしい倫理教育が必要であるということが意識され、情報倫理学 (information ethics) の名前を冠した授業科目も出てくるようになったのである。

米国の専門職にたいする実践・応用倫理教育の大きな特徴のひとつは、実践倫理、つまり「使える倫理」教育に徹しているところである (McNamara, 1999)。たしかに一般教養科目として倫理学理論や倫理学史などの教育も組み込まれているが、それは最小限にとどめられている。専門職にたいする実践・応用倫理の教育にたずさわっている教師についても、哲学や倫理学だけを専攻してきた人たちよりも、それぞれの専門分野の人が必要に迫られてその分野に固有の倫理問題を考え始めたか、専門分野と倫理学の両方を掛け持ちで学んできた人たちが多く、重視しているのは、現場で実際に当事者として問題にさらされたときに、その問題を自分なりに考えて答えを出し、行動に移していけるように育てていくことである。つねに現実的な問題ありきというスタンスをとっている。

この実践倫理志向は、教育指導方法にも強く影響している (NSPE, 2000)。大教室での授業でも、倫理学についての抽象的な話は極力ひかえ、情報専門職が往々にして巻き込まれる具体的な倫理問題について、ケース・メソッドないし事例研究を中心に話がなされる。倫理学上の答えを教え、それを当てはめさせるのではなく、まず問題がどこにあるかを理解・自覚させるとともに、適切な問いをどう立てるかを教えることに力点が置かれる。講義型の授業を修了すると、少人数での議論・討論を中心に授業は進められる。議論・討論をつうじて、倫理問題、とくに実践・応用倫理問題においては絶対的に正しい答えがあるのではなく、その場そのときに妥当する暫定的な解 (合意) しかなく、われわれはその暫定的な答えをつねに見直し、作り直していくことが求められていることが教えられる。

このような米国の大学で行われているような情報専門職にたいする実践・応用倫理教育が、日本の大学でも早期に導入されるべきであろう。

▶ 4 社会に役立つ有能かつ倫理的な人材の育成に積極的な役割を になっている、大学付属の専門職倫理センター

米国でもこれまでなんども倫理問題がクローズアップされてきた。そのつど大学に付属する形でさまざまな実践・応用 (専門職) 倫理センターが設置されてきた。現在、それらのセンターが、社会で求められている有能かつ倫理的な専門職、とくにその指導者の育成にたいしてはたしている役割は大きい。それらのセンターの目的ないし目標は、専門職倫理についての研究を深めるとともに、専門職倫理の指導者を育成することである。表 1 にも挙げたように、以前は、ビジネス倫理で有名な Bentley College や生命倫理研究で有名な Georgetown University に代表されるような、専門分野に固有の倫理問題をあつかう研究センターが多かった。しかし、最近では、University of British Columbia の「Centre for Applied Ethics」のような、専門分野の枠をこえた形で専門職を育成するための実践・応用倫理センターが設置されるようになってきている。従来の専門分野ごとの研究センターは研究が目的であった。これにたいして、現在増えている実践・応用 (専門

職)倫理センターは、研究だけでなく、教育訓練にも力をいれるようになっている点で大きく異なる。

このように専門職の育成において重要な役割をになうようになった大学付属の専門職倫理センターではあるが、米国でも、専門職(とくに科学技術関連の)倫理が社会問題化するまでは、設置するのはそれほど容易ではなかった。設置しようとする際にまず問題になるのが資金である。ほとんどのセンターは、研究と教育の基盤を作るために、最初は全米科学財団(NSF)のような公的な研究助成機関から支援を受けている。そのような基盤づくりと平行して、インターネットで積極的に情報を提供することで社会的な認知度を高め、徐々に民間企業からの資金を集めていく形で規模を大きくしてきたところが多い。公的な研究助成機関でも大型の支援が得られるのは自然科学系がほとんどであるから、立ち上げる段階で重要なのは、自然科学系の人々をどれだけ取り込むことができるかどうかである。自然科学系と組むのにくわえて、伝統的な倫理学者と学内で軋轢を起ささないように、実践・応用志向の姿勢を貫くことが重要である。そして、ビジネス倫理、生命倫理、メディア倫理などですでに学問的な地位を確立している研究センターがある場合、それらとどのように棲み分けていくか、学内の政治的調整が必要である。そのような事情があるため、現在ある専門職倫理センターの多くは、自然科学関連の専門職の育成の需要がとくに大きいこともあるが、自然科学系の学部学科に隣接するものとして位置づけられているところが多い。

そのようなセンターが力点を置いているのは、()専門職倫理に関する研究、()大学院生ないし大学生の教育、()外部からの調査研究および指導者の育成についてのコンサルティングである。センターは、専門職の実践・応用倫理教育に関心を持つ、学問的に多様なバックグラウンドをもつ教授陣で構成されている。学生についても、医学、工学、ビジネスなど、それぞれ多様な専門分野に属している。学生、とくに大学院生については、議論・討論中心の授業を受け、最終的に学位論文に仕上げるのが期待されている。コンサルティングについては、センターの人的資源には限界があるので、委託を受けた企業や組織の全体のシステムに関わる問題についての助言と倫理担当責任者の育成に限られている。

米国においては、大学付属の専門職倫理センターの社会的認知度は急速に高まっており、社会に役立つ有能で倫理的な専門職の育成に積極的な役割をはたしていくことが強く期待されている。日本でもこのような専門職倫理センターの早急な設立が待たれる。

▶ 5 ビジネスとして成り立つ、民間の専門職倫理センター

米国における実践・応用倫理の教育訓練で主要な役割をはたしているのが、そのような教育訓練サービスをビジネスとしている民間の組織ないし機関である。たとえば表1に挙げたEthics Resource Centerなどは30年以上の歴史があり、社会的な認知度は高い。たしかに、米国以外でも、大学の付属機関や公的な機関としてそのようなセンターを持つ国はある。しかし、倫理教育訓練のように収益や組織運営にたいして直接的な改善効果を見せることが難しいサービスを米国のようにビジネスとして提供しているところはないといえよう。倫理がビジネスとして成り立つということは、倫理教育訓練にたいする需要が存在する一方で、その需要側のニーズを満たすだけのサービスを供給側が提供していることである。

そのような専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練を生業とする民間のセンターが行っているのは、主に、()専門職倫理の調査研究、()倫理担当責任者の養成、

() 組織倫理の確立である。専門職倫理の研究については、当然ながら、大学で行われている研究に比べてより実践的なものである。研究の対象となるのは、たとえば最近でいえば不正会計問題に端を発する経営最高責任者（CEO）をどう選ぶか、もっとも大きな専門職グループである看護師に悪や不正を行わせないようにするにはどうすればいいかなど、社会的に緊要な問題群である。

センターは多種多様な学問的ないし職業的背景を持つコンサルタントで構成されている。調査研究やコンサルティングの依頼があると、コンサルタントはそれぞれの専門を活かして、できあいの答えを当てはめるのではなく、それぞれの顧客に応じた問題を見つけ出し、それにふさわしい答えを提示する。たとえば倫理規範の策定を支援することもサービスの一部ではあり、策定に必要な一般的なやり方はマニュアルという形で提供されている。しかし、それぞれの顧客の目的も置かれている状況も、個別・特殊なものであり、一般化・普遍化してしまうには無理がある。そのような形式化しにくい経験やノウハウこそが、倫理教育訓練をビジネスとして成り立たしめる鍵となっている。

大学付属のセンターと大きく異なるのが、個人倫理の涵養よりも組織倫理の確立に力をいれていることである。責任感・倫理感のある専門職を育てるだけでなく、倫理的な行動を積極的にとらせるような組織の仕組みづくりに力をいれている（Driscoll and Hoffman, 2001を参照）。たしかに倫理規範を策定したり、倫理教育訓練に力をいれる企業も少なくはない。しかし、倫理綱領や規範に纏め上げられているのは抽象的な指針であり、日常の活動で陥る倫理的な問題やジレンマを具体的にどう対処すればいいかを示すものではない。倫理教育訓練もただ実施すればいいというものでもない。組織が倫理問題に対処しようとする場合、対策を立てなければならない問題は多岐にわたる。とりわけ重要なのが、倫理問題対策に当たる従業員の責任感・倫理感と士気を高め、業務への積極的な取り組みを持続させることである。それにくわえて、経営陣の組織的な倫理システムの構築への意欲を持続させ、積極的な関与をどう引き出すか、組織全体を高倫理体質にしていくのはどうすればいいかが大きな問題である。このように組織倫理の確立は組織そのものの設計と運用に関わる問題であり、それぞれの組織にあわせて個別具体的に答えを模索していくしかない。そこにビジネス・チャンスを見つけたのが民間の専門職倫理センターである。

日本でも、このような民間の専門職倫理センターが自立し、それをビジネスとして続けていけるようにすることが必要である。

▶ 6 倫理問題提起機関 政治的圧力団体とメディア

米国の実践・応用倫理の教育訓練で重要な役割をはたしている第四の機関が、倫理問題提起機関である。倫理問題、とくに実践・応用倫理問題は、社会として緊急に解決する必要がある社会問題に関連している場合がほとんどである。まず大事なのは、あつかう倫理問題が大きな社会問題であることをできるだけ多くの人々に認知してもらうことである（Kitsuse and Spector, 1992: 115-151）。問題であることを知ってもらうためには、当たり前のように思われていることにたいして反論をくわえたり、新たな解決策を提案する必要がある。既存の勢力にたいして反旗をひるがえす対抗勢力の存在と積極的な活動こそが倫理問題を社会問題として認知させる鍵となる。いかなる倫理的な問題が存在するか、その解決策はなにかを「社会問題」として定義する社会的な役割をになうのが、倫理問題提起機関である。メディアと政治的な圧力団体が代表的であろう。それらの機

関が他からの圧力に屈せず自立的な行動を展開することで、社会的な関心を高め、さまざまな議論をつうじて争点を洗い出すとともに、暫定的ではあるが一定の合意を形成することを支援することになるのである。メディアについては別の機会に論じることとし、この論文では政治的な圧力団体の活動に視点をあてる。たとえば情報倫理分野についていえば、Electronic Frontier FoundationとCenter For Democracy and Technologyの活動は有名である（Lessig, 2000などを参照）。そのような政治的圧力団体に加えて、倫理問題にたいして本格的な取り組みを行う社会的影響力の大きな機関として、たとえばAmerican Association for the Advancement of ScienceやIEEEのような学術団体も、この類型に含めることができるであろう。

とくに政治的な圧力団体は、たしかに反体制的で思想的に偏向しているものが少なくない。しかし、偏向しているからという理由だけで、議論から排除してしまうことがあってはならない。議論が存在すること、議論が成り立つこそが重要である（足立, 1984: 17-33）。われわれは、議論をつうじてこそ、問題の本質を理解し、おたがいの妥協点（合意）を模索することができる。議論が成り立つためには、明確な対立軸を設定できる対抗勢力の存在が不可欠である。議論がなければ、権力を握っている人々のドグマをそのまま受け入れざるを得ない。そのようなドグマにたいして対抗勢力が異論をさしはさむことで、その問題の重要性が明らかになるとともに、絶対的かつ普遍的なものではなく、一時的な合意に過ぎないかもしれないが、一定の解決の方向性がみえてくる。合意がいったん形成された後も対抗勢力が積極的に活動することで、一度作られた合意も、状況の変化に応じて作り直される。そのような継続的な社会的解決策の模索を可能にすることが、対抗勢力としての倫理問題提起機関の存在意義である。

実践・応用倫理の教育訓練でまず重要なのは、なにが問題か、その問題の本質はなにかを意識させることである。問題を適切に解決するためには、対立が顕在化するまで問題を絞り込むことが必要である。問題をつきつめていくと、とくに倫理問題では、解決の選択肢は2つか3つに絞り込まれ、それぞれの選択肢の優劣は客観的な手段ではつけられない状態、つまり主観ないし価値観の問題に行き着く。対立を顕在化させずにあいまいな合意をすることは、決して問題の本質的な解決にはつながらない。重要なのは、ひとつひとつの対立について合意を積み重ねていくという姿勢である。大雑把であいまいな合意は非常に脆弱で、なにも合意していないのと同じである。大事なのは、価値相対主義の立場に立ってどんな立場であっても並存を認めることでも、自分たちの立場だけに固執することでもなく、価値観に相違があることを前提にしながら、できるだけ建設的な合意を形成することである（Perelman and Plbrechts-Tyteca, 1969: 1-62）。米国の倫理問題提起機関は、その積極的な社会的活動をつうじて、実践・応用倫理についても倫理問題の社会的提起および解決に非常に重要な役割をはたしているといえる。

▶ 7 米国に学ぶ

必要なのは専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練システムの社会的な整備

情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練について、これまで述べてきたように、日本が米国から学ぶべきことは少なくない。ここではいくつかの点に絞って述べるが、それらは最初にも述べたようにあくまでも理念（理想）型である。つまり、米国の専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練の現実から、その底流にある、あるいは、それが理想ないし目標としている主要な要素を抜き出したものである。現実にはたしかに米国の仕組みにも課題は多い。しかし、その底流にあるあるいは理想としていること

は普遍的に通用するものと考える。そのような理想の実現に向けて、われわれも漸進的な改善を目指すべきであろう。

7-1 多様な自立的組織の並存と競争

米国の情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練について特徴のまず第一が、大学のような教育機関以外にも、専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練を目的とする専門の団体・機関が存在しており、それぞれが積極的な役割をはたしていることである。具体的には、大学付属の専門職倫理センター、民間の専門職倫理センター、倫理問題提起機関である。それぞれの機関は、みずからの組織の社会的な存在意義を保つため、他の機関との差別化を徹底し、得意分野に特化して教育訓練やコンサルティングを行っている。それぞれが特徴のある教育訓練サービスを競い合いながら提供することで、社会全体の実践・応用倫理の涵養に寄与しているのである。

そこで重要なのが、個々の組織が自立的な行動ができるようにすること、すなわちそのサービスそのものをビジネスとして成り立つようにすることである。そして、そのような多様な自立的組織がたがいに競い合うことで、社会的にみて有機的に機能するような教育訓練システムになるのである。ビジネスとしてやっていけるようになるためには、現実に個人や組織が悩んでいる実践・応用倫理関連の問題にたいして、現実的な解決を具体的に提示しつづけ、社会的な倫理問題にたいする問題提起能力と実践的な問題解決能力の高さが社会的に認められなければならない。米国で現在生き残っている専門職倫理センターや倫理問題提起機関は、実践・応用倫理問題にたいする積極的な問題提起と具体的な問題解決の提示を行い、競争で生き残るだけの能力を示してきた組織ないし機関である。

7-2 育成を目指すのは社会的役割と責任を自覚した実践主義者（プラグマティスト）

第二の特徴は、教育訓練の目的を社会的な役割と責任を自覚した実践主義者の育成に焦点を絞っていることである。社会的な役割と責任を自覚すること、そしてそれにもとづいて現実的な答え（現実解）を模索できる人材を育成しようとしている。実践・応用倫理は、日々発生する倫理問題の行動指針を提供し、現場での実践で役立つものでなければなんの意味もない。大事なのは実践の場に立たされたときにいかに適切な倫理的な思考ないし行動ができるかどうかだという考えが強く流れている。実践に役に立たないような倫理的な知識はいくら詰め込んでも意味はなく、「使えてこそ」の倫理であるという意識が強い。

専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練でもっとも大事なものは、自分の職務にたいする誇りを持たせ、みずからの役割と責務にもとづいた行動を自発的にさせることである。多くの場合、これまでの倫理教育では個人的あるいは社会的な禁止事項を教え込むことに力点が置かれてきた。しかし、倫理教育で本当に大事なものは、個人であれ組織であれ、それぞれの行為主体がみずからの役割や責任を自覚し、それにふさわしい行動を積極的に展開していくことである。「これこれではしてはならない」ということを教えるよりも、自分たちがなにをなすべきかをみずから考え、自発的に行動をさせることのほうが重要である。これまでの倫理教育では、この自発的に積極的な行動を促す、「ポジティブ・サンクション」の考え方が疎かにされてきたきらいがある。とくに専門職には、自分たちがになっている社会的責任の重さと影響力の大きさを自覚し、自分たちがなにをなすべきかをみずから考え、それを実際の行動に移していく責任感と行動力が求められている。そのためには、専門教育にはいった早い段階から、それぞれの専門分野を成

り立たしめる歴史的イベントとそこで活動した「範となる人々」の「神話」を教えることが必要であろう。そして、社会的な役割と責任を自覚させるためには、それぞれの専門分野の知識や情報が社会的に貢献する一方で問題を起こしたりしていることについて、歴史的、社会学的な知識を持たせることも必要である。

それから、実践・応用倫理で育成されるべきは、理想主義者ではなく、実践主義者（プラグマティスト）でなければならないということである。倫理問題を語る場合、おうおうにしてあるべき理想から答えを導き出そうとする人々が少なくない。しかし、実践・応用倫理問題について必要なのは、いまそこにある問題にたいする答えである。そのような緊要かつ個別具体的な問題にたいして、理想を語ったとしても意味はない。たしかに理想的な答えはひとつの指針にはなるであろうが、それを無理に現実の問題に当てはめるとかえって問題が複雑化するだけであろう。実践・応用倫理問題で必要なのは、理想の正当化ではなく、議論による暫定的な現実解の設定とその継続的な改善である。議論をつうじて対立軸を先鋭化し、それぞれの対立軸について暫定的な合意をひとつずつ積み上げていくしかないのである。求められているのは、自分の価値観や理想から出発し、それに固執する人々ではなく、個別具体的な問題から出発し、価値観の相違を乗り越えて、具体的な現実解（合意）をみいだせる実践主義者である。そこでは答えを出す際に極端な方向にはしらないようにする「中庸」の精神にくわえて、そこで得られた答えを絶対的なものとして考えるのではなく、持続的かつ漸進的に改良していく「改善」の精神が重要になる。

7-3 批判的合理主義に根ざした体系的・段階的な実践・応用倫理の教育訓練

事例研究と議論・討論が中心

第三の特徴は、実践・応用倫理の教育訓練が専門分野の知識そのものを習得するのと同じくらい重要な教育の「柱」として位置づけられ、専門教育のすべての段階で継続的かつ体系的にプログラムが組まれていることである。これまで、倫理は教養科目として位置づけられることがほとんどであった。専門知識を学ぶうえでのあくまでも付加的なものとしてみられ、絶対的に不可欠なものといわれることは少なかった。しかし、現在、とくに専門職教育にあっては必要不可欠なものという認識が広まりつつある。

大学では、従来専門分野ごとに固有の倫理問題を教えるのにくわえて、専門職としてやっていくために必要な基礎的な実践・応用倫理科目が教えられるようになるなど、専門科目と平行して倫理関連の授業を学生生活全体をつうじて学んでいくような形でカリキュラムに組み込まれ始めている。最初にそれぞれの専門職と社会との関わりおよびその社会的責任の大きさを意識させるような科目が置かれる。その基礎科目の次に専門職に共通する倫理的思考力を養う科目が置かれている。そこでは、倫理問題に敏感になるとともに、そのような問題にたいして高い関心が持ちつづけられるように、なにが倫理的に問題なのかを具体的事例をつうじて学ぶ。自分の現場での行動を客観的に眺める目を養うとともに、倫理的な問いをみずから設定し、独善に陥らずに合意に導いていく能力が養われる。さらに進むと、ビジネス倫理、情報倫理、環境倫理、生命倫理など専門分野に直接関係する倫理問題を考えさせられるような科目が設置されている。

実際の教育訓練は、事例研究と議論・討論中心に行われる。実践・応用倫理の教育訓練では、よく「事例、事例、事例」と言われるほど、事例研究を中心に教えられる。身近な事例をつうじて、自分たちで問いを立て、答えを模索していく習慣を養うことに力点が置かれる。倫理教育訓練で難しいのは、高い意欲と関心を持続させられることである。事例は身近で自分たちの職務に直接影響があるという切迫感があるものでなければなら

ない。米国ではさまざまな専門倫理分野で裁判事例になったものを中心に事例集が編纂されている。

教育訓練が議論・討論を中心に行われることも重要な特徴である。議論・討論をつうじて、まず合意のために論じなければならない争点（問題の対立軸）を洗い出し、それぞれひとつずつの争点について合意を積み上げていく訓練である。討議をつうじて合意に導いていく能力を高めることで、倫理問題、とくに専門職の倫理問題を社会的に解決していくという姿勢が植えつけられる。その思想的な基盤となっているのは、ポパー流の批判的合理主義であろう（小河原, 1997などを参照）。われわれができるのは、絶対的な真（答え）の存在を前提にしてそれを探していくのではなく、議論・討論をつうじて近似的な真に近づけていくことである。

7-4 個々人の実践・応用倫理を担保する，組織倫理と社会倫理

第四の特徴は、個々人の実践・応用倫理の教育訓練にくわえて、組織倫理および社会倫理を高めるための教育訓練サービスにも力をいれていることである。個々の情報専門職が倫理的な行動をとるためには、個々人が高い倫理感を持って行動することにくわえて、そのような倫理的な行動が組織的にも社会的にも評価されるようになっていなければならない。個人倫理と組織倫理あるいは社会倫理の関係は相互補完的なものである。個人倫理を高めるためには、組織倫理および社会倫理を高める必要がある。組織倫理および社会倫理を高めるためには、個人倫理を高めるとともに、組織および社会というそれぞれのレベルに応じた倫理感の向上が必要である（Bellah, et al., 2000: 266-301）。

米国における専門職倫理センターがとくに力をいれている活動が組織倫理の向上である（Cullen, Victor, and Stephens, 1989）。組織の内部に悪や不正をはびこらせたり、組織そのものが悪や不正にはしることを防ぐために、それぞれの組織の個別具体的な状況に応じて問題を洗い出し、それにたいする具体的な解決策を講じ、その解決策が実効あるものにするための組織づくりに積極的に関与するのである。指導者の育成とともに、高倫理組織の設計・運営を支援する業務に力をいれている。組織全体としての倫理感を高めるためには、組織構成員それぞれの責任感・倫理感と士気を高めるとともに、たとえばとるべき行動を明確化し、そのような行動をとった人々を評価する人事・給与体系にするなど、倫理的な行動を積極的にとらせる組織環境を整えなければならない。専門職倫理センターのコンサルティングを受けて、組織倫理の向上を図った企業は多い（ERC, 1990）。

個人倫理と組織倫理を高めるためには、悪や不正にたいして厳しいだけでなく、善き行為を行っている個人や組織を評価するというように、社会全体が倫理にたいして前向きでなければならない。米国では、政治的圧力団体とかメディアとかが倫理問題提起機関として、倫理問題を社会問題化し、それぞれの個人や組織にみずから考えさせる機会を提供するとともに、社会的な合意形成を支援するという役割をはたしている。社会的な倫理問題の発見および解決について積極的に発言、行動する倫理問題提起機関の役割は大きいといえよう。また、「倫理ファンド」と呼ばれるような、倫理的に前向きな企業に積極的に投資をするというようなことも行われている。それらにくわえて、法体系そのものも、たとえば、倫理規範を整備していなかったり、十分な倫理教育訓練を従業員に施していなかった企業の責任は重くするなど、社会的に倫理的な行動を促進するものとなっている。

▶ 8 ま と め

この論文では、現在急務となっている倫理感の強い情報専門職の社会的な育成について、米国の取り組みから学ぶべきことはなにかを論じた。第一に、大学などの教育機関だけでなく、専門職倫理センターや倫理問題提起機関などの実践・応用倫理の教育訓練にたずさわる組織それぞれが高い問題提起力および問題解決力を備えていなければならないことである。第二に、社会的役割と責任を自覚した実践主義者（プラグマティスト）の養成に徹するべきであることということである。第三に、批判的合理主義に依拠しながら、教育訓練は事例研究と議論・討論を中心に、体系的かつ段階別に持続的に行わなければならないことである。第四に、個人倫理の涵養にくわえて、組織倫理と社会倫理も同時並行的に高める必要があるということである。

ここで析出したのは、あくまでも米国の情報専門職にたいする実践・応用倫理の教育訓練が理想としているものないし目指しているものとしての理念型であるが、そこから学ぶべきところは多い。とりあえず日本でも、大学などの教育訓練機関の組織やカリキュラムを実践・応用倫理を積極的に取り組んだ形に組み替えていく必要があるであろうし、ビジネスとして成り立つ専門職倫理センターの構築が必要であろう。

参 考 文 献

- 足立幸男（1984）『議論の論理 民主主義と議論』木鐸社
 小河原誠（1997）『ポパー 批判的合理主義』講談社
 越智貢（2000）「情報モラル」の教育」越智貢・土屋俊・水谷雅彦編『情報倫理学 電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版、188-217。
 加茂直樹編（2001）『社会哲学を学ぶ人のために』世界思想社
 「情報倫理の構築（FINE）」プロジェクト、<http://www.fine.bun.kyoto-u.ac.jp/>
 平英美・中河伸俊編（2000）『構築主義の社会学 論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社
 高橋久一郎（2000）「責任と情報倫理」越智貢・土屋俊・水谷雅彦編『情報倫理学 電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版、76-107。
 土屋俊（2000）「情報技術者の職能倫理 「情報処理学会倫理綱領」を中心に」越智貢・土屋俊・水谷雅彦編『情報倫理学 電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版、108-144。
- Beauchamp, Tom L., and James F. Childress (2001) *Principles of Biomedical Ethics*, 5th ed., Oxford: Oxford Univ. Press (永安幸正・立木教夫訳（1997）『生命医学倫理』成文堂)
 Bellah, Robert N., et al. (1992) *The Good Society*, New York: Vintage Books (中村圭志訳（2000）『善い社会 道徳的エコロジーの制度論』みすず書房)
 Ben-David, Joseph (1984) *The Scientist's Role in Society: A Comparative Study*, Chicago: University of Chicago Press
 Cullen, John B., Bart Victor, and Carol Stephens (1989) An ethical weather report: Assessing the organization's ethical climate, *Organizational Dynamics*, 18, 50-62.
 De George, Richard T. (1999) *Business ethics*, 5th ed., Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall (麗沢大学ビジネス・エシックス研究会訳（1995）『ビジネス・エシックス グローバル経済の倫理的要請』明石書店)
 Driscoll, Dawn-Marie, and W. Michael Hoffman (2000) *Ethics Matters: How to Implement Values-Driven Management*, Waltham, MA: Bentley College (菱山隆二・小山博之訳（2001）『ビジネス倫理10のステップ エシックス・オフィサーの組織改革』生産性出版)
 Ethics Resource Center (1990) *Creating a Workable Company Code of Ethics*, Washington, DC: ERC.
 Harris, Charles E., Michael S. Pritchard, and Michael J. Rabins (2000) *Engineering Ethics: Concepts and Cases*, Thomson Learning (日本技術士会訳編（2002）『第2版 科学技術者の倫理 その考え方と事例』丸善)
 Hart, H. L. A. (1994) *The Concept of Law*, 2nd ed., Oxford: Clarendon Press (矢崎光圀監訳（1976）『法の概念』みすず書房)
 Johnson, Deborah G. (2000) *Computer Ethics*, 3rd ed., Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall.
 Johnson, Deborah G., and Helen Nissenbaum (1995) *Computers, Ethics and Social Values*, Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall.

- Jonas, Hans (1979) *Das Prinzip Verantwortung: Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*, Frankfurt am Main: Suhrkamp (加藤尚武監訳 (2000) 『責任という原理 科学技術文明のための倫理学の試み』 東信堂)
- Kallman, Ernest, John P. Grillo, and James Linderman (1995) *Ethical Decision Making and Information Technology: An Introduction with Cases*, New York: McGraw-Hill.
- Kitsuse, John I., and Malcolm Spector (1987) *Constructing Social Problems*, New York: Aldine de Gruyter (村上直之ほか訳 (1990) 『社会問題の構築 ラベリング理論をこえて』 マルジュ社)
- Lessig, Lawrence (2000) *Code and Other Laws of Cyberspace*, Basic Books (山形浩生・柏木亮二訳 (2001) 『CODE (コード) インターネットの合法・違法・プライバシー』 翔泳社)
- Mason, Richard O., Florence M. Mason, and Mary J. Culnan (1995) *Ethics of Information Management*, Thousand Oaks, CA: Sage (坂野友昭訳 (1998) 『個人情報の管理と倫理』 敬文堂)
- Mazur, Allan (1981) *The Dynamics of Technical Controversy*, Washington, DC: Communications Press.
- McGinn, Robert E. (1991) *Science, Technology, and Society*, Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall.
- McNamara, Carter (1999) "Complete Guide to Ethics Management: An Ethics Toolkit for Managers," <http://www.mapnp.org/library/ethics/ethxgde.htm>.
- Mendus, Susan (1989) *Toleration and the Limits of Liberalism*, Basingstoke: Macmillan (谷本光男ほか訳 (1997) 『寛容と自由主義の限界』 ナカニシヤ出版)
- National Society of Professional Engineers (1999) *Opinions of the Board of Ethical Review* (日本技術士会訳編 (2000) 『科学技術者倫理の事例と考察』 丸善)
- Perelman, Ch., and L. Pibrechts-Tyteca (1969) *The New Rhetoric: A Treatise on Argumentation*, Notre Dame: Univ. of Notre Dame Press.
- Shrader-Frechette, K. S., ed. (1991) *Environmental Ethics*, Pacific Grove, CA: Boxwood Press (京都生命倫理研究会訳 (1993) 『環境の倫理 (上・下)』 晃洋書房)
- Singer, Peter (1993) *Practical Ethics*, 2nd ed., Cambridge: Cambridge Univ. Press (山内友三郎・塚崎智監訳 (1999) 『実践の倫理』 昭和堂)
- Walzer, Michael (1987) *Interpretation and Social Criticism*, Cambridge, MA: Harvard Univ. Press (大川正彦・川本隆史訳 (1996) 『解釈としての社会批判 暮らしに根ざした批判の流儀』 風行社)
- Winner, Langdon (1986) *Whale and the Reactor: A Search for Limits in an Age of High Technology*, Chicago: Univ. of Chicago Press (吉岡斉・若松征男訳 (2000) 『鯨と原子炉 技術の限界を求めて』 紀伊国屋書店)

(水元豊文 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所助教授)